

『生活実態調査書』

本調査書は、配偶者や子(養子含む)以外の申請の際に被保険者が記入・提出いただく書類となります。
 この調査書は、健康保険法第3条第7項に基づき、今回扶養申請される方(以下、認定対象者という)が「主として被保険者により生計を維持されている状態にあるか」を実態から確認・審査することを目的としています。特に認定対象者に配偶者がいる場合は、民法にある夫婦相互扶助「夫婦は同居し扶助しなければならない」とあることから、配偶者の扶養能力や扶助できない個々の特段の事情等を勘案し、総合的に審査・判断いたします。

< 記入前に必ずお読みください >

- ◆ 直近3か月の平均で認定対象者1人にかかる生活費、認定対象者への援助金額(扶養能力のある家族全て)を記入ください。
- ◆ 内容によっては、確認のために追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ◆ 認定対象者の収入の一部を貯蓄等に充当している場合や、生活費内訳における各費用が、人事院標準生計費(※)と比較して、特段の事情なく、かなり高額な費用である場合には、「主として被保険者によって認定対象者の生計が維持されている状態」とは判断できない場合がありますので、予めご了承ください。
※「人事院標準生計費」…人事院が算定する生活費。標準的な生活水準を維持するのに必要な生活費として一般的に使われている。
- ◆ 生活費の内容は、**原則、毎月発生する費用**を記入してください。
 一時的費用(家屋修繕費、転居費用、手術費用など)や申請の時点で発生していない費用については、生活費として認定できません。
 下記項目にある生活費全てが認められる訳ではありません。
 所得税法上の扶養親族は「生計を一にする親族で、所得金額が一定以下の者」であるのに対し、健康保険法上の被扶養者は「主として被保険者により生計を維持されている者」となります。したがって、健康保険における『生活費』として認定できる費用と、その費用に対する負担の状況から生計維持関係を判断します。

(A) 認定対象者1人当たりの支出		(B) 認定対象者に対する家族等からの援助(負担)							
生活費内訳	支出額(月額)	対象者	居住区分	氏名	続柄	年収	月収 (年収÷12)	援助(負担)月額	
食費(外食含む)	円	被保険者	/	①	/	円	円	円	
住居費 (家賃・住宅ローン・固定資産税等)	円	認定対象者	同・別	②		円	円	円	
水道光熱費 (電気・ガス・水道)	円	認定対象者の配偶者	同・別	③		円	円	円	
日用品費	円	夫婦の総収入(②+③)				円	円	/	
通信費	円	同・別	④			円	円	円	
税金	円	同・別	⑤			円	円	円	
医療費	円	同・別	⑥			円	円	円	
各種保険料	円	援助(負担)額合計【B1】(①～⑥の合計)							円
被服・理美容費	円	(C) 以下の項目に該当する場合には事情や理由を記入ください。 I. 認定対象者の配偶者に収入があるものの、その配偶者から認定対象者への援助(負担)が少ないまたは援助(負担)が無い場合 II. 認定対象者の月収と自己負担額に大きく差がある場合 III. 認定対象者支出額合計【A2】と、援助(負担)額合計【B1】に大きく差がある場合 IV. 認定対象者に配偶者が居ない場合、その理由 VI. その他補足事項 I.～IV.その事情や理由、その他補足事項							
その他()費	円								
その他()費	円								
生活費小計【A1】	円								
交際費※	円								
娯楽・レジャー費※	円	※生活費に含まず							
月々の預貯金※	円								
その他()費※	円								
支出合計【A2】	円								

ヤマハ健康保険組合 理事長 殿

令和 年 月 日

被保険者記号・番号

被保険者 署名

Ⓜ

自署の場合、捺印不要

認定対象者

の認定に伴う1ヶ月あたりの生活費申告内容は、事実と相違ありません。

尚、今後対象者の状況に変更があった際には、速やかに連絡し、認定条件から外れた場合には、直ちに扶養削除の手続きをいたします。
 また、今回、申請内容に事実と相違した内容があった場合には遡って被扶養者の資格を取り消し、保険給付の返還をする事に異存ありません。
 【健康保険法第58条】